

(参考3)

関係法令抜粋

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年七月一日法律第五十八号）

（基本指針の作成）

第三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向
  - 二 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項
  - 三 農業振興地域の指定の基準に関する事項
  - 四 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項
- 3～5 [略]

（基本指針の変更）

第三条の三 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

- 2 前条第三項から第五項までの規定は、基本指針の変更について準用する。

（農業振興地域整備基本方針の作成）

第四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。

- 2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
  - 二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
  - 三 農業振興地域における次に掲げる事項に関する基本的な事項
    - イ 農業生産の基盤の整備及び開発
    - ロ 農用地等の保全
    - ハ 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進
    - ニ 農業の近代化のための施設の整備
    - ホ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備
    - ヘ ハに掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進
    - ト 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備
- 3 農業振興地域整備基本方針は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、山村振興計画、離島振興計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 [略]
- 5 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備基本方針のうち第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものについて、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 [略]
- 7 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（農業振興地域整備基本方針の変更）

第五条 都道府県知事は、基本指針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、農業振興地域整備基本方針を変更するものとする。

- 2 [略]
- 3 前条第四項から第七項までの規定は、農業振興地域整備基本方針の変更について準用する。